

城西大学経済学会会則

- 第1条 本会は城西大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は事務局を城西大学経済学部内に置く。
- 第3条 本会は経済学，経営学，人文・社会諸科学の研究および発表を目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「城西経済学会誌」および「城西人文研究」の発行。
 2. 研究会および講演会の開催。
 3. その他必要と認める事業。
- 第5条 本会は次の者をもって組織する。
1. 正会員 本学経済学部の教授，助教授，講師および助手。
 2. 特別会員 評議員会の承認を得た者。
 3. 準会員 本学経済学部および大学院経済学研究科の学生。
- 第6条 正会員および準会員は次の会費を納入するものとする。
- | | | |
|------|----|---------|
| 正会員 | 年額 | 10,000円 |
| 特別会員 | 年額 | 10,000円 |
| 準会員 | 年額 | 2,000円 |
- 但し，準会員に対する会費徴収は，当分の間行わない。
- 第7条 本会に次の機関を置く。
1. 会長 経済学部長がこれに就任する。
 2. 会員総会 正会員全員をもってこれを構成する。
 3. 評議員会 本学経済学部の教授，助教授および講師をもってこれを構成する。
 4. 委員会 委員は正会員中より会長がこれを選考し，評議員会の承認を得て委嘱する。
 5. 機関誌編集，研究会，講演会，庶務および会計の職務分担委員会においてこれを定める。
- 第8条 正会員は，機関誌「城西経済学会誌」および「城西人文研究」の配布を受ける。特別会員および準会員は，希望に応じて機関誌の配布を受けることができる。
- 第9条 本会会則の改正は，正会員2分の1以上出席し，その3分の2以上の

賛成をもってこれを決議する。

第10条 本会会則は昭和40年4月20日より施行する。

* 平成6年3月18日改正, 同年3月25日施行

(会費改訂: 正会員および特別会員 10,000円 準会員 2,000円)

以上